

シリーズ企画 四国八十八ヶ所巡り 第7回 明石寺

四国ミロク会計人会 副会長 正司 哲浩

「卯」の年で知られた、予讃線卯之町駅（西予市宇和町）から車で10分のところに、四国霊場四十三番札所「明石寺」（めいせきじ）があって、地元では「あげいしさん」呼ばれ親しまれています。

境内の小さな掲示板を見てみると、あげいしという名は、その昔若くて美しい女神が願をかけ、深夜に大石を山に運ぶうち夜明けに驚き消え去ったという話を詠った御詠歌の「軽くあげ石」からついたと伝えられています。

明石寺は天台寺門宗の札所寺院で、本尊は千手観世音菩薩、源光山、円手院と号す。平成19年に本堂や大師堂など9件の建造物が国の登録有形文化財に登録され、令和元年には明石寺境内と大寶寺道（明石寺から久万高原町の大寶寺道に至るルートの一部）が国の史跡に指定されています。明石寺は、海の玄関口である八幡浜港に近く、古くから九州からの四国遍路の拠点とされ、当地の有力寺院としての歴史を有し、また、大寶寺道は、切り通しなど往時の遍路道の雰囲気を残しており、明石寺から宇和町卯之町までの755mが指定の範囲となっています。

毎年8月9日には、大縁日が開催されます。当日は、ご本尊の千手観世音を間近で拝むことができます。（撮影禁止）

四季それぞれに楽しめると思います。大寶寺道の散策も含め一度訪れてはいかがでしょうか。



明石寺（めいせきじ）遠景



大寶寺道（だいほうじみち）

編集後記

四国ミロク会計会会の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

去る5月8日に3年余り続いた新型コロナ対策が大きな転換期を迎え、新型コロナの感染上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に移行されました。事業活動においても、通常の対面営業に戻るものと思われます。今後は、社会の正常化に向けて消極的であった対人接触から積極的接触への大転換を大いに期待します。

最後に、7月開催の四国定期総会（徳島会場）が大盛況になりますように会員の皆様のご参加よろしくお願いたします。

四国ミロク会計人会 広報委員会 委員長 岸上 善宣

四国ミロク会計人会 事務局 岩田
〒760-0018 高松市天神前10-12 香川天神前ビル8F TEL: 087-833-1154 FAX: 087-833-1164



へんろ道



四国ミロク会計人会

発行 者： 四国ミロク会計人会
発行責任者： 会 長 木村 幸博
編集責任者： 広報委員長 岸上 善宣
第16号 2023年6月1日発行



写真：「米国CA州ロングビーチ沖合から、市街地を見る。」 / 撮影：木村幸博

税理士業務は、法律や税務に関する専門知識を持つ専門家によって提供されるサービスであり、企業や個人にとって非常に重要な役割を果たしています。税理士業務は、経営や財務に関するアドバイスや支援、税務申告書の作成や提出、税務相談などを含みます。将来については、企業や個人の税務環境が常に変化しているため、税理士業務も変化していくことが予想されます。現在、AI技術や自動化の進歩により、税務申告書の作成や提出などの一部業務が自動化されつつあります。このような技術の進歩により、税理士業務はより高度な専門知識やアドバイスを求められるようになると予想されます。また、グローバル化が進んでいる現代社会において、税理士業務はより多様化しています。多国籍企業の税務に関するアドバイスや支援が必要とされることが増え、国際税務に関する知識が求められます。さらに、環境に関する規制や税制改革などが行われることが予想されます。このような変化により、税理士業務はより多様化し、高度な専門知識が求められるようになると考えられます。総合すると、税理士業務は今後も重要な役割を果たすとともに、技術の進歩やグローバル化、法律や税制の変化などにより、多様化し、より高度な専門知識が求められると予想されます。

四国ミロク会計人会
副会長 日下 雅史

上記の文章はチャットGPTに「税理士業務の将来について」と入力して出てきた文章そのままです。皆様はこれをどう感じられるでしょうか？

令和5年度第1回理事会報告

去る、4月25日（火）15時より、ミロク情報サービス高松支社研修室において理事会がハイブリッド形式にて開催されました。審議事項は以下の通りです。

1. 令和4年度収支決算について
2. 令和5年度収支予算（案）について
3. 第48回（令和5年度）定期総会・記念ゴルフについて
4. 令和6年度 定期総会 開催地区（会場）及び日程について
5. CHANNEL及び広報誌（へんろ道）について
6. アメリカ視察について



第48回定期総会・記念講演会・懇親ゴルフのご案内

下記の通り、開催を予定しております。会員の皆様のご参加をお待ちしております。

●定期総会、記念講演会

- ・日時：令和5年7月14日（金）
- ・会場：ザ・グランドパレス徳島 徳島県徳島市寺島本町西1丁目60-1

【記念講演会】14時00分～15時30分

演題：「税務調査って何？経営者の方にもわかりやすい入門編！」

講師：青木 丈氏（税理士、香川大学法学部（租税法）教授）

【NN生命保険研修会】15時40分～16時00分

【定期総会】16時10分～17時10分

【懇親会】17時20分～19時20分

●記念ゴルフコンペ

- ・日時：令和5年7月15日（土）

集合：9時15分、スタート：9時37分（INコース）

- ・会場：タカガワ東徳島ゴルフ倶楽部 徳島県名西郡神山町阿野園ノ辻499

※競技終了後、表彰式を会場にて開催予定となります。

ミロク情報サービスよりお知らせ

会計事務所、顧問先様の給与明細をスマートフォンへ配信してみませんか？

年末調整電子化にも対応したサービスもございます。

※給与明細の配信だけであれば、最小580円/月から始めることができます！

「いつでも」「すぐに」「かんたん」

コストも時間も大幅に削減

クラウド型
業務管理サービス



Edge Trackerは「経費精算」「勤怠管理」「給与明細参照」「年末調整申告」「ワークフロー」のサービスから、ご希望に合わせてご利用いただく、従業員の勤怠・経費・給与などの管理を効率化する業務管理システムです。各サービスから取り込んだデータをERPシステムや会計・給与システムと連携し、業務管理の効率化や迅速な対応、さらにスピーディーな経営情報の利用を実現します。

業務管理において、こんな課題はありませんか？

申請書の入力など面倒な事務作業に追われて、本来やるべき仕事に集中できない	出張や会議で忙しくて、各種申請を提出・確認する時間がない	各種書類の確認や作成、配布、管理の負担を減らしたい	複数のツールを併用しているためデータの連携ができず、作業が煩雑
簡単・自動で入力できるから、面倒な事務作業を大幅軽減！	スマートフォンでも利用できるから、スキマ時間も有効活用！	電子化によりコストを削減！	各機能のマスタを一括管理。社員・部門情報などのデータを管理しやすい！

Edge Trackerで従業員の勤怠・経費・給与などの管理を効率化できます！

経費精算 「リアルタイム精算」で仕事の効率化を図る 移動中でも経費精算することができ、従業員が「漏れ」「間違い」「忘れ」で時間の有効活用を促進します。	給与明細参照 社員の利便性向上とコストダウンを実現 外出先や自宅でも、給与明細など各種支給明細書が閲覧できます。明細書配布業務のコストダウンが図れます。	年末調整申告 あわただしい年末調整業務の改善とコストダウンを実現 年末調整時に提出する各種申告書がマルチデバイスから入力可能。申告書配付・記入・回収業務のコストダウンが図れます。	ERP システム Galileopt DX Galileopt NX-Plus MJSLINK DX MJSLINK NX-Plus ACELINK NX-CE NX-Pro 他社システム
勤怠管理 「日々の入力」で「働く」の見える化を推進 外出先でも残業時間や出勤の申請ができます。残業時間や出勤異常などのアラートにより、労務コンプライアンス強化を実現します。	ワークフロー フレキシブルなドキュメントワークフローを実現 申請書は自由に作成可能。外出先でも各種申請書の申請・承認ができます。		

初期登録費用無料 ※ **実施中**

2023年4月3日～7月31日 申し込み分まで

※Edge Tracker/Galileopt DX/Galileopt NX-Plus/MJSLINK DX/MJSLINK NX-Plus/ACELINK NX-CE/ACELINK NX-Proは、株式会社ミロク情報サービスの登録商標です。

アメリカ ロサンゼルス訪問報告（1/2）

会長 木村幸博

去る5月初旬にロサンゼルスのE Aに面談してきましたので、私の感想をご報告します。

相続税で日本がつぶされる！

カナダ、オーストラリア、ニュージーランドには相続税がない。米国は、基礎控除1130万ドル（135円換算で約15億円、ChatGPTより）。そのいずれの国にも、港には、クルーザーやヨットが、所狭しと係留され、内陸部では小型機が飛んでいる。

表紙の写真は、米国CA州ロングビーチのマリーナ、約千隻のクルーザーが見受けられる。因みにロングビーチの人口は46万人、高松市とほぼ同じだが、日本にはこのような景色、高松市はおろか、日本中どこにも見当たらない。

これらの国々と日本とのこの富の差が何であるのか、私は不思議でならない。日本でも中流意識が根付き、それらの国々に「所得」では追いついたように見える。しかし今のこの富の差は何だろうか。何が原因で、日本にはこういう資産がないのか。

例えば15億円の資産あったとしよう。内訳は1億の金融資産、1億のクルーザー、1億の小型飛行機、2億の邸宅、10億の会社資産があったとする。上記の4か国は、米国を含めて、相続税ゼロだ。

果たして日本はというと、15億の遺産に対して、子供が2人の場合、6億6千万の相続税、1回の相続で残り8億4千万となる。仮に20年後の孫の相続になると相続税額3億1千万円、残り5億3千万となる。二代の相続、早ければ20～30年、父、子、孫と渡る間に、15億の遺産がほぼ5億に、実に10億も減ってしまう。（計算は単純化している）

相続税が無ければ、1億の金融資産、1億のクルーザー、1億の小型機、2億の豪邸、10億の会社資産がそのままに残り、子から孫へと引き継がれ、豊かな

アメリカ ロサンゼルス訪問報告（2/2）

生活と会社経営、雇用は引き継がれるが、日本だと10億の相続税で、企業の存続すら危うい。相続税の支払い、会社の株又は資産の売却まで及んでいく。これでは何を売って払うか、相続人（会社のオーナー）も社員も、生きた心地もあるまい。

また、日本はベンチャーに投資しない国と言われるが、この相続税では、投資意欲も余裕もあるまい。岸田政権ご推薦の積立てNISA程度の資金では、ベンチャーの育成には程遠い。私はこの現状を見て、日本の経済発展の阻害要因は、相続税だと思うが如何か？

ましてや中国にも相続税はない。中国人は、虎視眈々と、安い日本の株を狙っていると言われている。相続の度に、日本の中堅企業の資産、技術が売りに出され、中国が買う。中国企業に買い取られた資産は、日本の相続税から逃れ、その後も相続税で減らすことなく、中国で引き継がれていく。勤勉な日本人を雇用したまま、日本で利益を上げていき、二度と日本に帰ることはない。東京都内の葬祭場が中国資本にほぼ独占された現象は、この顕著な例と思われるが、他の分野にも及んでいる筈だ。

日本の相続税の税収が年間2兆円。法人税の税収のわずか1/10だ。それだけの相続税が、日本という国家の存在基盤を破壊しているように思う。

「所得の再分配」という相続税の理念は、日本国内では美德かも知れないが、対国際的、対中国には、日本が持つ国富の叩き売りにしかならない。

新規会員募集について

四国ミロク会計人会では、新規会員を募集しております。

所長職員研修、懇親ゴルフ、各種勉強会等イベントを開催しております。

ミロク会計人会に興味のある先生がいらっしゃれば、事務局までご紹介下さいますようお願い申し上げます。



ミロク情報サービスよりお知らせ

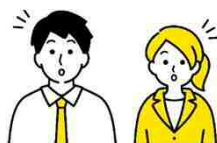
下記、『顧問先様に配布可能な案内チラシ』を作成しております。

ご希望の際は、営業CS担当もしくは支社・営業所までお問合せ下さい。

2023年10月インボイス制度スタート

従業員の皆様が知っておくべき

3つのポイント



1 インボイス制度で何が変わるの？

免税事業者から仕入れた場合、仕入税額控除ができなくなります。

消費税は、売上げ時に預かった消費税から仕入れた時に支払った消費税の差額を納付します。しかし、インボイス制度後は仕入先が免税事業者の場合「仕入に係る税額は控除不可」となるため、納税額が多くなる可能性があります。

※6年間の経過措置により仕入消費税額の一部は控除可能

2 私たち従業員は「領収書」を受け取る時に注意！

会社の経費を立て替え支払いした場合、適格請求書である「領収書」の確認が必要です。

インボイス制度後は、会社で使用する物品購入・飲食費用などを立て替えて支払った際に受け取る「領収書」が適格請求書となります。この適格請求書には課税事業者であることを示す「登録番号」と「税率・消費税額」の記載が必要です。そのため、領収書を受領した際には正しい記載がされているかの確認を行う必要があります。

※登録番号がない免税事業者から購入した場合も経費としては認められます

3 適格請求書(領収書・請求書など)とはどのようなもの？

次の項目が記載された書類です。

①発行者の名称(氏名)・登録番号

②取引年月日

③取引内容

④取引額を税率ごとに区分した合計

⑤④に対する消費税額と適用税率

⑥請求書の受領者名

タクシーや小売店などは、税率または消費税額のいずれかの記載で構いません。(適格簡易請求書)

領収書の確認

追記はNG！

消費税額・消費税率・登録番号

などの記載が漏れていた場合は、

領収書の再発行を依頼します。

受取った側が後から追記すること

は認められていません。



所長職員研修のご案内

研修

令和5年度 四国ミロク会計人会 主催 所長職員研修一覧

開催日が近くなりましたら、DMにてご案内させていただきます。

ご不明な点は、高松支社担当の岩田までお問合せ下さい。(TEL: 087-833-1154)

開催日付	タイトル	講師名	会場名
6月23日	インボイス制度開始に向けての最終確認 ～開始後の課題と対応も踏まえて～	渡辺 章	LIVE配信
6月27日	令和5年3月末決算からの留意点	植田 卓	徳島商工会議所
7月6日	法人版事業承継税制(非上場株式の納税猶予・免除)の特例措置 の徹底解説	中島 孝一	LIVE配信
7月20日	インボイス制度準備セミナー	佐々木 京子	アステイ徳島 第四会議室
8月22日	新しいデジタルインボイスと改正電子帳簿保存法のポイント解説	望月 文夫	徳島商工会議所
8月4日	チェックシートの活用による相続税申告の留意点～「非」特化型 事務所を対象に～	植田 卓	松山市総合コミュニティセ ンター2F 第8・9会議室
9月7日	準備はできていますか？ 中小企業の継がせ方、状況別事例紹介	岩崎 泰一	LIVE配信
9月26日	居住用財産譲渡の詳解 ～特例適用否認事例等具体的対応を含めて解説～	武田 秀和	高知県会場
9月27日	財産評価に関する近年の改正の重要ポイント解説 ～被災財産から暗号資産まで～	武田 秀和	LIVE配信
10月3日	高齢者と税金	荒木 智恵子	高知県会場
10月予定	贈与税の重要テーマポイント解説～知っているようでほとんど知 らない贈与税の世界を具体例を挙げて解説～	武田 秀和	愛媛県会場
11月1日	インボイス制度開始後の消費税の税額計算と申告書の書き方 ※10月以降	長野 匡司	LIVE配信
11月予定	税理士が知っておきたい相談事例～2 不動産オーナーからよく あるお問合せ編	岩崎 泰一	愛媛県会場
12月5日	株式譲渡・相続・贈与に役立つ非上場株式の税務上の評価Q & A (上級編)	成田 一正	LIVE配信
2月2日	令和6年度税制改正の概要解説	植田 卓	ハイブリッド 高松商工会議所

■受講料

会計人会会員	¥2,200
上記以外の方	¥6,600